

議案第 3 2 号

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市手数料徴収条例（平成 1 2 年朝霞市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 4 の 1 0 の項を次のように改める。

2 4 の 1 0 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出がある場合を除く。）	1 低炭素建築物新築等計画が登録住宅性能評価機関等による審査を受け都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合又は住宅の品質確保法第 6 条第 1 項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合	ア 一戸建ての住宅	1 件につき 5, 0 0 0 円
		イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 件につき 1 1, 0 0 0 円 (イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 1 件につき 2 3, 0 0 0 円
	ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 件につき 1 1, 0 0 0 円 (イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 1 件につき 1 9, 0 0 0 円	
	2 1 以外の場合	ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	(ア) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの 1 件につき 4 0, 0 0 0 円 b 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの 1 件につき 4 4, 0 0 0 円

		<p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき80,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき135,000円</p>
	<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき38,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき66,000円</p>
	<p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定</p>	<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につ</p>

	める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	き267,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき334,000円
	エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき102,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき130,000円
3	1又は2に掲げる区分のうち2以上に該当する場合	1又は2に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

別表第2の1の項中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同表の2の項を次のように改める。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(3の項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)、(2)イ、4の項の(1)イ及び(2)イ並びに6の項の(1)イ、(2)イ及び(3)イにおいて同じ。)の合計が
--	-------------------------	---

- 300平方メートル未満のもの 11,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円
- ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円
- (2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円
- (3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
- (イ) 床面積の合計が200平

		<p>方メートル以上のもの 2 2,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 3 8,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 6 6,000円</p> <p>(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円</p> <p>(5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円</p>
--	--	--

別表第2の4の項を次のように改める。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、2の項金額の欄に定める額とする。</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p>
---	---------------------------	---

変更の認定の申請に対する審査（5の項に規定する審査を除く。）

- ア 一戸建ての住宅 2, 500円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円
- ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円
- (2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
 - ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
 - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円
 - イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円
- (3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
 - ア 一戸建ての住宅 次に掲げ

		<p>る区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円</p> <p>(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円</p> <p>(5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円</p>
--	--	---

別表第2の6の項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものについては、共用部分の床面積を除く。(イ)に

において同じ。) 」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和4年朝霞市条例第27号）附則第2項の規定の適用を受ける場合の手数料については、この条例による改正後の朝霞市手数料徴収条例別表第1の24の10の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年6月13日提出

朝霞市長 富岡 勝則